

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）

業務仕様書（資料 19） 添付資料

- （1）植栽管理業務仕様書（資料A）
- （2）自動販売機設置状況一覧（資料B）
- （3）遊具等施設の安全点検業務仕様書（資料C）
- （4）松くい虫防除（地上散布）業務仕様書（資料D）

植栽管理業務仕様書

本業務は、本仕様書によるほか、「鳥取県公共施設緑化マニュアル（一部改正版）平成13年12月鳥取県土木部」及び「鳥取県公共施設緑化マニュアル（改定版）平成30年3月鳥取県土木整備部（試行運用）」別添「公園維持管理工事標準仕様書」に準じ、公園内の植栽が適正に管理されるよう実施すること。

また、本仕様書のほか、以下の指針（案）に基づき樹木の点検・診断を行い、樹木を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心を確保すること。なお、マニュアルや指針（案）が改正された場合は、最新版に基づくこととする。

「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月、国土交通省）

（参照：国土交通省ホームページ）https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000109.html

1 業務範囲

業務は東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）内の全ての植栽とする。

なお、令和7年度は指定管理業務開始前の期間は県が植栽管理業務を実施済である。

2 管理方針

東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）は、日本海を臨む豊かな自然環境を活かした県民のレクリエーション活動の振興を目的とした公園施設である。

植栽の管理に当たっては自然景観を活かし、自然とのふれあいや散策、レクリエーションの場としてふさわしい緑地景観の創出に努めること。

また、管理業務仕様書に示す公園の各地区の特色や公園の利用状況を十分に考慮した管理を行うこと。

3 管理計画の策定

指定管理者は、植栽管理に当たって、管理方針を遂行するために必要な植栽の管理計画を策定すること。管理計画については事業計画書に記載すること。

管理計画の策定に当たっては、現状の緑地景観をさらに向上させ、良好な公園の植栽管理が図られるよう創意工夫した積極的な提案を行うこと。

また、植栽地の利用状況等に応じ、良好な管理水準の確保が得られる範囲内で可能な限り、薬剤、肥料等の節減や管理コストの低減に努めるとともに、樹木の良い育成及び風致景観の確保に必要な場合には間伐等を実施することとし、これらの提案がある場合には、管理計画にその方法を記載すること。

4 技術者の選任

指定管理者は、適正な管理作業の実施のため植栽の管理経験を有する職員を1名以上配置すること。

ただし、本業務を第三者に委託して実施する場合には、指定管理者は植栽の管理経験を有する職員を1名以上配置し、監督を行わせること。

5 業務報告

指定管理者は、業務の実施状況を業務報告としてとりまとめること。

6 維持管理作業

維持管理作業にあたり次の点に留意すること。

（1）芝生、樹木管理

各地区の特色や利用状況を十分に考慮した管理を実施し、利用者の満足度を向上させると共に少なくとも現状以上の風致景観とするよう管理すること。

なお、参考に標準的な作業を記す。

ア 芝生管理

(ア) 芝生刈込み（2～3回／年程度）

芝生の生育等の状況及び利用目的を考慮し、適切な時期に行うこと。

(イ) 芝生除草（適時）

人力除草及び薬剤除草により実施すること。薬剤除草は、雑草の状況を調査し、使用薬剤を決定するとともに、可能な限り使用量を減らすよう努めること。

(ウ) 芝生目土かけ（1回／年程度）

芝生の状況を見ながら、適切な時期に必要な場所に行うこと。

目土の砂は、品質を確認し、適当な砂を使用すること。

(エ) 芝生撒水（適時）

芝生の状況を見ながら適切な時期に撒水すること。

(オ) 芝生施肥（1回／年程度）

施肥の時期は、芝生の状況を見ながら、適切な時期に行うこと。

(カ) その他、芝生の状況に応じエアレーション等を実施すること。

イ 樹木管理

(ア) 剪定（1回～2回／年程度）

樹木の剪定、整枝は各樹種の特性を重視し、適正に行うこと。

剪定は樹種に応じ、適時必要な剪定を行うこと。高木で自然樹形が形成されているものはその樹形を活かした管理を行うこと。

高木は、基本的に成長させることに努め樹形や樹勢を考慮し強剪定は行わないこと。

(イ) 施肥（2回／年程度）

樹木の生育状況により適時、適量の施肥を行うこと。

(2) 樹林地等の管理

樹林地・地被類・法面等は場所に応じて適時必要な管理を行うこと。

(3) 病虫害防除

ア 巡回剪防

- ・病虫害の発生時期や習性を知り、発生期前後に徒歩による巡回をする。
- ・枝葉の陰になっているものなどあるので、目視を十分行う。
- ・病虫害の発生が認められた場合は、捕殺や剪定防除を行う。

イ 剪定防除

- ・枝葉についている害虫が落下しないように注意深く切り取る。
- ・剪除した枝及び害虫は速やかに処分する。
- ・病害の剪除に使用した道具類は必ず消毒する。

ウ 薬剤散布

- ・以下の場合是最小限の農薬による防除を行うものとする。

(ア) 被害が広範囲にわたり存在するなど、捕殺などの方法では防除効果が労力的に明らかに見合ないとき

(イ) 毒毛針など人に危害を与える害虫で、捕殺作業に著しい困難を伴うとき

(ウ) 高所作業などの散布によらないと防除をすることが不可能のとき

(エ) その他、緊急性が認められるとき

※農薬の使用にあたっては下記事項を踏まえ実施すること。

- 1) 農薬使用にあたっては、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日25消安第175号・環水大土発第1304261号）、「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日17消安第8282号）、「非食用農作物等の農薬使用による周辺作物への影響防止

について」(平成18年4月28日18消安第1212号)を遵守すること。

- 2) 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象樹木に適用のあるものを用い、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)その他の使用上の注意事項を守って使用する。現地混用は避けること。
- 3) 事前に利用者や周辺住民などに対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分周知を行う。周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、農作物栽培者に連絡すること。
- 4) 使用する農薬の種類、実施日、時刻、周知方法などについて十分検討すること。
- 5) 農薬の飛散防止に最大限の配慮をすること。

(4) 剪定枝、落ち葉の処分及びリサイクル

落ち葉、刈草等は、堆肥等として、剪定枝等はチップ化等によりマルチング材等として可能な限り再利用に努めること。

再利用が不可能なものの処分は指定管理者が適切に実施すること。

(5) その他

業務に当たっては、利用者の安全の確保、沿線道路等関係機関と調整・連携等に十分留意の上、実施すること。

7 作業計画と報告及び協議等

作業計画と実施内容については、定期的に県に確認・報告等を行うこと。また、樹木の伐採撤去や新植等、現状維持でない現地の改変等を伴う作業等については、具体的な案件毎に実施にあたって県と協議の上進めること。

1 節 一般事項

1.1 適用範囲

高木・低木・特殊樹木・地被類・花壇等の管理工事に適用する。

1.2 対象植物への配慮

この工事においては、対象となる植物の特性、当該管理工事の目的及び当該管理工事が対象植物に及ぼす影響の強さなどを十分理解し、特に生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって当てるよう努めるものとする。

1.3 材 料

この工事に使用する材料は、特に指定のない限り、初期工事の当該仕様に準ずる。

1.4 見本工事の提示

工事の種類・規模の大きさ等により、必要な場合は、当該管理工事に先立ち見本となる工事を行い監督員の承諾を得る。

1.5 後片付け

この工事により発生する剪除枝葉、残材等は、通行等の支障とならないよう一本又は一箇所ごとにまとめ、作業終了後は速やかに処分する。

2 節 樹木管理工事

2.1 適用範囲

この節は、高木・低木・つる性植物・特殊樹木等の管理工事に適用する。

2.2 剪定の一般工法

1 適用範囲

夏季剪定・冬季剪定・落葉樹枝抜き及び常緑樹枝抜きに適用する。

2 剪定すべき枝は、次のものとする。

- (1) 枯 枝
- (2) 生長の止まった弱小の枝（以下「弱小枝」という。）
- (3) 著しく病害虫におかされている枝（以下「病害虫枝」という。）
- (4) 通風・採光・架線・人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。）
- (5) 折損によって危険を来たすおそれのある枝（以下「危険枝」という。）
- (6) 生育上の不要枝（2.1図）

イ やご（ひこばえ）

ロ 胴ぶき（幹ぶき）

ハ 徒長枝（とび枝）

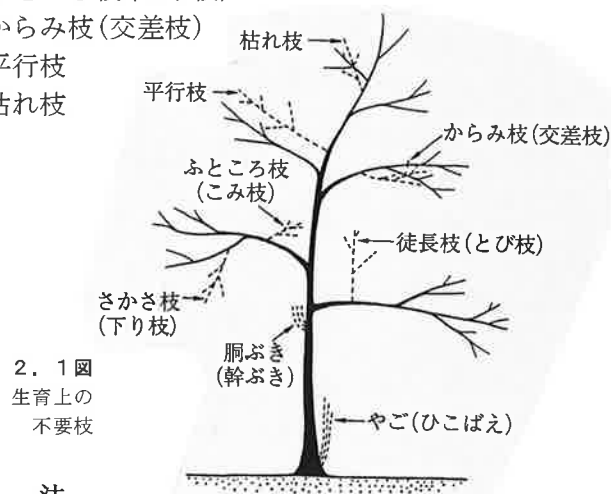
ニ さかさ枝（下り枝）

ホ ふところ枝（こみ枝）

ヘ からみ枝（交差枝）

ト 平行枝

チ 枯れ枝

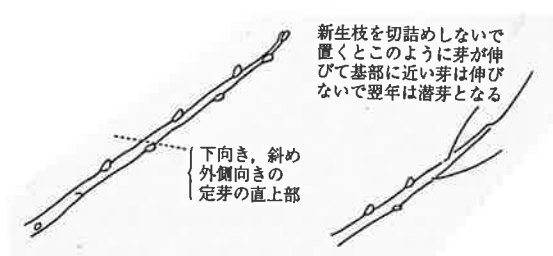


2.1図
生育上の
不要枝

2.3 方 法

(1) 一般事項

- イ 剪定方法には、枝おろし（大枝おろし）、枝すかし、ふところすかし、枝詰め、枝はさみ（枝摘み）、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及び目的に応じて最も適切な方法により行う。
- ロ 樹姿及び樹形の仕立て方は、原則として、自然形仕立てとする。
- ハ 樹木は、原則として、外芽のすぐ上で切切る。ただし、ヤナギ等しだれのものについては、内芽で切る。（2.2図）



内芽の先で切る（不可） 外芽の先で切る（可）
2.2図 外芽、内芽と芽の残し方

- ニ 樹木の南側は比較的強く、北側は比較的弱く剪定する。一般に樹勢の強い部分は比較的強く、弱い部分は比較的弱く剪定する。
- ホ 花木類の剪定は、原則として、落花直後に行う。

ヘ サクラ類の剪定は、やむを得ない限り行わない。

(2) 小枝の切り方

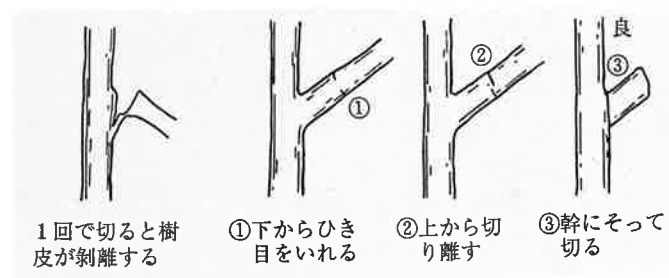
小枝は、原則として、節のすぐ上で、かつ芽のついている側の上部から反対側に向かって斜めに切り下げる。若木以外は、節間で切らない。（2.3図）



2.3図 小枝の切り方

(3) 大枝の切り方

大枝の切り口は、切り直しとする。（2.4図）



2.4図 大枝の切り方

2.4 夏季剪定

1 適用樹木

落葉高木及び萌芽力の盛んな常緑高木

2 方 法

- (1) 茂りすぎた枝、混みすぎた小枝等は、その樹木の本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ、通風の良くなるように、根元から間引くよう剪定する。
- (2) 障害枝は、可能な限りその枝の先端に近い所にある小枝を、全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
- (3) 枯枝及び病害虫枝は、その枝の根元から剪定する。
- (4) 街路樹等の並木については、(1)から(3)までのほか、高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一をはかりつつ剪定する。

2.5 冬季剪定

1 適用樹木

落葉高木

2 方 法

- (1) 剪定する樹木の本来の形を基本的に残しつつ、骨格となるべき枝の生育を促進させるように剪定する。
- (2) 芯は、原則として、止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てるようにする。
- (3) 樹形を整えるために樹勢の強い枝の生育を抑制し、弱い枝の生育を促進する場合は、強い枝は弱い枝の上で剪定する。

2.6 落葉間枝抜き

1 適用樹木

落葉高木

2 方 法

- (1) 密生した枝、生育上の不要枝、病虫害枝等を樹形を考慮しつつ剪定する。
- (2) 必要に応じて、大枝おろしを行う。大枝おろしの切り口は、切り直しとする。
- (3) サクラ類は、大枝おろしを行わない。やむを得ず行う場合は、監督員の承諾を得て行い、切り口に防腐処置を施す。

2.7 常緑間枝抜き

1 適用樹木

常緑高木

2 方 法

- (1) 密生した枝、生育上の不要枝、ふところ枝、枯枝、病虫害枝等を樹形を考慮しつつ剪定する。
- (2) 必要に応じて、大枝おろしを行う。大枝おろしの切り口は、切り直しとする。

2.8 高刈込み

1 適用樹木

常緑高木（1本立ち又は小規模な寄せ植えの場合）

2 方 法

- (1) クモの巣等を取り除いた後、密生したふところ枝をすかし、下枝等の枯枝を根元から取り除いてから、全体の樹形を考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら切りそろえ、一定の形（刈地原形）になるように刈込む。
- (2) ヒノキ及びサワラのように不定芽の発生しにくいものは、第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

2. 9 低刈込み

1 適用樹木

落葉低木、常緑低木及びつる性植物（1本立ち又は小規模な寄植えの場合）

2 方 法

- (1) 2. 8の2(1)から(2)までに準ずる。

2. 1 0 大刈込み

1 適用樹木

落葉低木、常緑低木及びつる性植物（群植又は大規模な寄植えの場合）

2 方 法

- (1) 2. 8の2(1)及び(2)までに準ずる。
- (2) 刈地原形は、全体としてまとまりのある形状になるように配慮する。
- (3) 当該植込み内に入って作業する場合は、必要に応じて、出入り部分の低木を掘り取り、作業に支障のない場所に仮置きしておき、作業終了後速やかに植えもどし、十分灌水する。仮移しをしない場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう十分注意して作業し、作業終了後は、枝がえしを十分に行う。
- (4) 刈り取った枝葉は、監督員の承諾を得て、雑草、人畜の侵入防止及び地表保護の目的に合う範囲内で、一部又は全部を当該植込み内に敷き込むことができる。

2. 1 1 生垣刈込み

1 適用樹木

落葉樹及び常緑樹による生垣

2 方 法

- (1) クモの巣等を取り除いた後、枯枝を根元からきり取り、天端をそろえ、一定の幅を定めて両面を刈込む。
- (2) 枝葉の粗放な部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろなわを用いる。
- (3) 第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。特に、ヒノキ及びサワラのように不定芽の発生しにくいものは、注意深く行う。
- (4) 生垣の高さと幅との関係は、2. 2表を標準とする。ただし、樹種により、又は生育の度合いにより、この表により難い場合は、監督員と協議して決める。

2. 2表 生垣の高さと幅との関係

高さ (cm)	3 0	6 0	1 0 0	1 2 0	1 8 0	2 5 0
幅 (cm)	20～30 未満	30～40 未満	40～50 未満	50～60 未満	60～70 未満	70～80 未満

2. 1 2 枯葉取り及び幹巻き

1 適用樹木

(1) 枯葉取り及び枯花取り
特殊樹木、竹類及びつる性植物

(2) 幹巻き

特殊樹木のうちのシュロ類、幹焼けした樹木又はそのおそれのある樹木及び移植したばかりの樹木

2 方 法

- (1) クモの巣等を取り除いた後、下葉の枯葉及び枯花は、付け根から切り口をそろえて切り取る。
- (2) 葉先が、枯れ、割れ、霜害等で著しく損傷している場合は、その部分を切り取る。
- (3) シュロ類については(1)及び(2)のほか、幹繊維の覆われている部分に、60mm内外の間隔をとり、下方から見ばえよく幹巻きを行う。
- (4) 幹焼け防止及び移植樹木の養生のために行う幹巻きは、初期工事の当該仕様に準ずる。

2. 1 3 こも巻き及び取外し

1 適用樹木

マツ科樹木

2 方 法

- (1) 取付け位置は、原則として幹の地上1.5m内外の位置とし、取付け位置より下部に下枝のある場合は、当該下枝にも取付ける。
- (2) 風除支柱のある場合は、支柱と樹木との結束点の上部に取付ける。上部に取付けることが害虫の駆除に不適当な場合（3脚丸太支柱等の場合）は、結束点下部の樹幹と支柱のそれぞれにも取付ける。
- (3) 取付けは、こもを二つ切りにし、切り口を下方にして巻き付け、その上を荒なわで2箇所結束する。
- (4) 取付け及び取外し時期
取付けは害虫が地上へ移動する前に、取外しは休眠から覚める前に、時期を失さぬよう行う。
- (5) 取外しは、害虫を落さぬよう注意深く行う。取外し後、樹皮についている害虫があればこれを採取し、取外したこもととも、監督員の指定する場所に集め、速やかに焼却する。

2. 1 4 防寒（霜除け）

1 適用樹木

特殊樹木、竹類等のうち寒さに弱い樹種

2 方 法

- (1) 下地については、唐竹（末口25mm以上）で芯立てを行い、動かないよう荒なわで2箇所以上樹幹に固定する。芯立ての本数は、葉張り等樹木の形状により適宜増やすものとする。

- (2) 芯立ての後、枝葉を幹に添わせ、荒なわで枝の巻き込みを行う。
- (3) (1)及び(2)の後、こもで外側から覆い、美観を考慮しつつ、下部から上部に荒なわで巻き上げる。
- (4) 取付け後、一定期間をおいて、これを取外す。
- (5) 原則として、取付け時期は始霜日の後とし、取外しは終霜日の前とする。取付け及び取外し実施日については、監督員と協議して定める。

2. 1 5 支柱取替え及び結束直し

1 適用樹木

落葉高木、常緑高木、つる性植物、竹類及び特殊樹木

2 方 法

- (1) 支柱取替え
イ 支柱の取外し
取外しは、樹木の根及び幹を損傷しないよう十分注意して行い、傾いている樹木は、立て直す。
- ロ 支柱の取付け
支柱を新たに取付ける場合の材料及び工法は、それぞれ、初期工事の当該仕様に準ずる。
- (2) 支柱結束直し
イ 在来のしゅろなわ及び杉皮は、樹木に損傷を与えぬよう丁寧に取り除く。
- ロ 材料及び工法は、それぞれ初期工事の当該仕様に準ずる。

2. 1 6 病虫害防除

1 適用樹木

樹木全般

2 方 法

- (1) 剪定防除
イ アメリカシロヒトリ・テンマクケムシ等の幼令期に枝葉に集団して生活している虫の場合は、この部分の枝葉を、幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、監督員の指定する場所に集め、速やかに焼却処分する。
- ロ 剪定方法は、2. 3に準ずる。
- (2) 薬剤防除
イ 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守し、事前に団地居住者、周辺居住者等への周知徹底をはかる等人畜への安全に十分留意する。
- ロ 使用薬剤及び使用量は、特記による。特記において同等品以上とある場合は、原則として、農薬取締り法により登録認定され

たのもとする。

ハ 実施に先立ち、対象樹木の種類・病気及び害虫、使用薬剤、薬剤の使用方法及び実施日、天候の状況、団地居住者及び周辺居住者等への周知徹底の方法等について監督員と十分協議する。

ニ 使用日は、風が少なく、天候の不順でない日とし、風上から散布する。また、周囲対象物以外のものにかからぬよう注意する。

ホ 使用時刻は、真夏は日中を避け、なるべく夕方とする。

ヘ 散布は、微噴霧器等を使い、十分圧力をかけ、原則として葉から30～40cm離して行う。

ト 散布量は、所定の濃度に正確に希釈したものを、葉面に細かい水滴がつく程度にし、余分に薬液のついた場合は、振り落してやる。

チ そしゃく口を持った害虫（葉などを食べる害虫）及び一般病害樹木を対象に行う場合は、当該枝葉部分に十分付着するよう展着剤等を適宜混合して散布する。

リ 吸収口をもった害虫（注射針状の口をもっている害虫）を対象とする場合は、害虫に直接散布する。

ヌ ヘからりまでについて樹高の高い樹木に対して実施する場合等で、これにより難しい場合は、実施方法について監督員と十分協議して定める。

ル 使用機器及び薬品の保管については、事前、事後を通じ十分に注意し、作業終了後は、遺漏なく、速やかに片付ける。

2. 1 7 施 肥

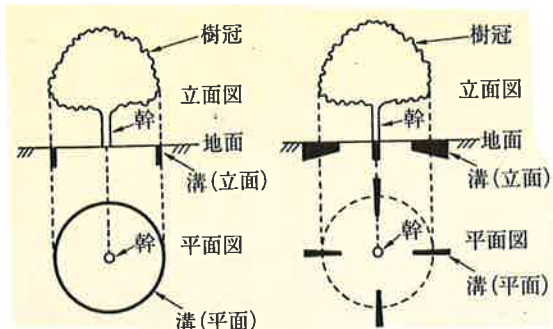
1 適用樹木

樹木全般

2 方 法

- (1) 一般事項
イ 溝及び立て穴の掘削に際しては、根を傷めないよう注意する。
- ロ 使用する肥料及び施肥量は、特記による。
- ハ 溝幅及び立て穴幅は、施肥量により適宜増減する。
- ニ 原則として、溝又は立て穴より内側及び低木植込み内に浸入した芝類及び雑草等は、この工事と同時に取除く。
- (2) 高木施肥
イ 輪 肥
樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm内外の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み、覆土する。溝掘りの際、特に支根を傷めないよう注意し、細根の密生している場合は、そ

の外側に溝を掘る。(2.6図)



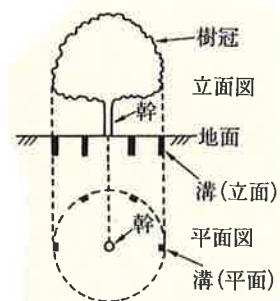
2.6図 輪肥

ロ 車肥

樹木主幹から、図のように放射状に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ、溝を深く掘り(原則として4箇所)、溝底に所定の肥料を敷き込み、覆土する。溝の深さは20cm(内側)～40cm(外側)内外、長さは葉張りの3分の1内外とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘る。(2.7図)

ハ 壺肥

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射状に立て穴を掘り(原則として6箇所)、底に所定の肥料を入れ、覆土する。



2.8図 壺肥

立て穴の深さは、40～150cmとし、樹齢に応じて深くする。(2.8図)

ニ 元肥(休眠期の施肥)は、原則として、車肥又は壺肥とし、追肥(生育期の施肥)及び礼肥(花木の落花直後に行う施肥)は原則として輪肥とする。

ホ 移植後1年以内の樹木については、溝の中心線が樹幹中心から根元直径の5倍の位置にくるように掘る。剪定直後の樹木については、剪定前の葉張り外周線の地上投影部分とする。

(3) 生垣施肥

イ 元肥は、原則として、生垣の両側に立て穴を1箇所ずつ計2箇所、1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。立て穴の深さは、20～70cmとし、根の生育状況に応じて深くする。

ロ 追肥及び礼肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm内外の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷き込み、覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。

ハ 立て穴及び溝の位置は、原則として細根の密生部分よりやや外側とする。

(4) 低木施肥

イ 1本立ち又は小規模な寄植えの場合(2)のイ、ハ及びニに準ずる。ただし、立て穴の深さは、20～50cm内外とし、根の生育状況に応じて深くする。

ロ 列植の場合

(3)に準ずる。

ハ 群植又は大規模な寄植えの場合

有機質肥料については、原則として、1㎡当たり3箇所の立て穴を掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。ただし、立て穴の深さは20～50cm内外とし、根の生育状況に応じて深くする。

化学肥料については、植込み内に均等に散布する。液状にして散布する場合は、葉面にかからぬよう注意する。

(5) つる性植物、竹類及び特殊樹木については、1本立ち、寄植え、列植等の植栽形式、形状寸法及び根の生育状況等に応じて、(2)から(4)までの当該仕様に準ずる。

2.18 灌水及び葉面散水

1 適用樹木

樹木全般

2 方法

(1) 灌水

樹木の周囲に水ばちを作り、水を外へ流失させないように注意して所定量の水を灌水する。

(2) 葉面散水

葉面に付着したほこり、排気ガス等を洗い落すよう、前後、表裏等方向をかえて水を強く吹き付ける。

(3) 水量は、特記による。

(4) 灌水は天候等を考慮し、監督員と協議の上実施する。

2.19 倒木起こし

1 適用樹木

台風等により倒れた樹木

2 方法

(1) 植直し等の工法は、初期工事の当該仕様に準ずる。

(2) 日差しの強い場合及びその日のうちに植付けの不可能な場合は、水に浸したこも等を根の部分にかぶせるなどして十分保護養生する。

(3) 枝葉の繁茂している樹木は、植え直し前に養生のための剪定を行う。

2.20 間引き、移植及び補植

1 適用樹木

(1) 間引き及び移植

経年により過密化した既存林、植込み内の樹木又は他の施設の新増設、修繕等に伴い移植する樹木

(2) 補植

枯木の取替えに伴う新植樹木

2 方法

(1) 材料及び工法は、初期工事の当該仕様に準ずる。

3節 地被管理工事

3.1 適用範囲

この節は、ノシバ・コウライシバ・改良バーミューダグラス・西洋芝類・リュウノヒゲ・ささ類・草花・花壇・野草等の管理工事に適用する。

3.2 適用する地被の分類

この節を適用する造園地被の分類は、3.1表による。

3.1表 造園地被の分類			
一般 地 被	芝 類	日 本 芝	ノシバ、コウライシバ等
		ギョウギ芝	改良バーミューダグラス等
		西 洋 芝	フェクス類、ペントグラス類 ライグラス類、ブルーグラス類等
	サ サ 類	リュウノヒゲ	リュウノヒゲ(ジャノヒゲ) ノシラン等
		そ の 他	オカメザサ、クマザサ、コグマザサ等 ホワイトクローバー、ディコンドラ フッキソウ等
特殊 地 被	草 花		ダリヤ、パンジー、ヒナゲシ ペチュニア等
		野 草 ・ 雑 草	ブタクサ、タンポポ、オヒシバ、イヌビエ ヤブカラシ

(注) つる性植物は樹木管理に含める。

3.3 刈込み

1 適用地被

芝類、ささ類、つる性植物、雑草等

2 方法

(1) 徒長した茎葉を近辺の樹木、草花、構造物等を損傷しないよう注意しつつ一定の高さに刈込む。

(2) 刈込み高さは、特記による。

(3) 原則として、リール式モア等による機械刈りとする。

(4) 機械刈りに際しては、リール式モア等の排出口を建物や人の方向に向けないようにし、工事中の安全に注意する。

(5) 樹木の根際、さく等構造物周り等で機械刈りの適当でない所又は不能な所及びササ類、つる性植物等で機械刈りが適当でないものについては、手刈りとする。

(6) 縁切り

イ 当該地被が、構造物等に接する境界部分

は、縁切りを行う。

ロ 当該地被が、他の地被、低木等に接する部分については、芝等のほふく茎又は地下茎が侵害しないよう、他の地被等の10～50cm内外手前で、当該地被の縁切りを行う。

ハ 樹冠下部及び低木等の植込み内に浸入した芝等は、取り除く。

3.4 除 草

1 適用地被

地被全般

2 方法

(1) 人力除草

イ 雑草の根を残さぬよう根ごとに取り除く。

ロ 低木・花壇内等の除草に際しては、低木、草花等に損傷を与えぬように注意する。

(2) 薬剤除草

イ 実施に先立ち、対象となる地被及び雑草の種類・生育段階・除草剤に対する性質等並びに使用する除草剤、その使用方法等について監督員と十分協議する。

ロ ここでいう地被又は雑草の種類とは分類学上の種をいい、生育段階とは、休眠期、発芽期、幼葉期、盛期の各段階をいう。

ハ その他の使用方法等については2.16の2(2)に準ずる。

3.5 施 肥

1 適用地被

地被全般

2 方法

(1) 所定量の肥料をまきむらのないよう散布する。

(2) 固形肥料を施す場合は、降雨直後等で葉面のぬれているときは行わない。

(3) 使用する肥料及び施肥量は、特記による。

3.6 病虫害防除

1 適用地被

地被全般

2 方法

2.16の2(2)に準ずる。

3.7 目土かけ

1 適用地被

芝 類

2 方法

(1) 所定量を均一に敷きならし、地表面を平たんに仕上げる。

(2) 目土材料は、初期工事の当該仕様に準ずる。

(3) 目土量は、特記による。

3. 8 エアレーション

1 適用地被

芝 類

2 方 法

(1) 人力による場合

農業用フォーク等で表土に穴をあける。

穴の深さ及び間隔は、1 5 cm内外とし、芝生全面にむらのないように行う。

(2) 機械による場合

イ 石等を取り除いた後、専用機械（エアレーター）によりカッティングを行う。

ロ 切り取った土壌は、均一に敷きならす。

3. 9 灌 水

1 適用地被

地被全般

2 方 法

(1) 所定灌水量を全面に行き渡るよう均一に散水する。

(2) 灌水時刻は、夏季は、日中を避け、朝又は夕方に行う。冬季は、日中に行う。

(3) 灌水量は、特記による。

(4) 灌水は天候などを考慮し、監督員と協議の上実施する。

3. 1 0 花壇管理

1 適用地被

草花及び野草

2 方 法

(1) 床作り、材料及び植え付け
仕様は初期工事の当該仕様に準ずる。

(2) 管 理

イ 植替えは、花の終わった草花及び枯れた草花を取り除き、新しい草花に植替える。
植替え材料及び工法は、初期工事の当該仕様に準ずる

ロ 同時に花壇内の除草及び清掃を行う。除草方法は、3. 4の2 (1)又は(2)に準ずる。

3. 1 1 補 植

1 適用地被

枯れた地被の植替え及び団地環境整備等に伴う新植地被

2 方 法

材料及び仕様は、初期工事の当該仕様に準ずる。

自動販売機設置状況一覧

設置場所	種別	委託業者名	設置期間	備考
宇野地区休憩所 1（湯梨浜町宇野）	清涼飲料水	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	R7. 4. 1～R7. 10. 31	災害時飲料提供機能付
宇野地区休憩所 2（湯梨浜町宇野）	清涼飲料水	株式会社戸信	R7. 4. 1～R7. 10. 31	寄付型自動販売機
長瀬公園駐車場 1（湯梨浜町橋津）	清涼飲料水	えびす本郷株式会社	R7. 4. 1～R7. 10. 31	寄付型自動販売機
長瀬公園駐車場 2（湯梨浜町橋津）	清涼飲料水	ダイドーベンディングジャパン株式会社	R7. 4. 1～R7. 10. 31	寄付型自動販売機
合計台数	4台			

（参考）過去の販売数量実績

（本）

年度	宇野公園休憩所 1	宇野公園休憩所 2	長瀬公園駐車場 1	長瀬公園駐車場 2
令和元年度	12, 122	5, 581	5, 798	4, 208
令和 2 年度	13, 341	4, 893	5, 591 (※ 1)	4, 881
令和 3 年度	12, 641	4, 489	6, 136 (※ 2)	5, 096
令和 4 年度	11, 715	3, 834	7, 854	3, 524
令和 5 年度	11, 929	3, 295	4, 888	3, 816
令和 6 年度	7, 804	3, 570	3, 436	3, 929

※ 1 11月、3月分不明

※ 2 12月、1月休止あり

遊具等施設の安全点検業務仕様書

鳥取県立都市公園内に設置されている、主として子どもが利用することを目的とした遊戯施設（ぶらんこ等の遊具や砂場等の遊び場）のほか、主として大人や高齢者が利用することを目的とした健康器具系施設のうち子どもが利用する可能性がある施設も加えたこれらの公園施設（以下「遊具等施設」という。）については、事故を予防し安全に利用できるよう、法令に従い管理する必要がある。

都市公園法（昭和31年法律第79号）

（都市公園の管理基準）

第三条の二 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準（都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。）に適合するように行うものとする。

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）

（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）

第十条 法第三条の二第一項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「都市公園構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
 - 三 前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）

（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）

第三条の二 令第十条第二項の国土交通省令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 遊戯施設その他の公園施設のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に当該公園施設の利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの（次号において「遊戯施設等」という。）の点検は、一年に一回の頻度で行うことを基本とすること。
- 二 前号の点検の結果及び遊戯施設等について令第十条第一項第三号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該遊戯施設等が利用されている期間中は、これを保存すること。

このため指定管理者は、本仕様書のほか、以下の指針及び規準に基づき、目視等による日常点検及び専門技術を持つ有資格者による定期点検を行い、遊具等施設の現状把握と安全管理の徹底を図ること。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月、国土交通省）

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（令和6年6月、国土交通省）

「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」（2024年4月改正、一般社団法人日本公園施設業協会）

なお、上記の指針及び規準等が改正された場合は、最新版に基づくこととする。また、本仕様書に定めのない事項については、施設管理者と点検技術者との間で協議して定めることとする。

1 遊具等施設の安全点検の概要

1. 1 安全点検の対象

遊具等施設を利用する目的で、利用者が触れたり行き来したりする通常の行動において、安全に利用できるよう管理しなければならない範囲に設置されている全ての公園施設を対象とする。

(1) 遊具

ア 主として子どもの遊びに供することを目的として、設置面に固定されている「ぶらんこ」「滑り台」「シーソー」「ジャングルジム」「ラダー」などの施設。

イ 接続された複数の[遊び要素]の部分と[遊び要素]間を接続する[通行要素]の部分（踊り場や通路、階段、はしご、スロープなど）からなる「複合遊具」。
[通行要素]に代わって登坂運動系、懸垂運動系、平衡運動系、滑降系などの[遊び要素]で各要素間を直接連結するものも含む。

ウ 運動能力やバランス能力が要求され、チャレンジ性の高い遊びができる施設。利用する際に足元が不安定であったり、しっかりと掴める箇所がなかったりして、場合によっては体勢を崩し頭部・頸部や肩からの落下が想定される遊具も含む。

エ 保護者による安全確保が必要で常時保護者等とともに利用することを前提として、おおむね1歳から3歳までの乳幼児を対象とする「乳幼児用遊具」。

(2) 遊び場

遊具とその周辺の、子どもの遊びに供することを目的とする一体の空間。「砂場」「水遊び場」などの施設

や、傾斜面の草滑りのように地形等を利用した遊びを提供している場所も含む。

(3) 健康器具系施設

主として大人や高齢者が利用して、健康や体力の保持増進など健康運動を目的に設置されている施設だが、子どもが遊具のように利用する可能性があるもの。

大人のみが利用できる状況で設置されている健康器具系施設は対象としない。スポーツ競技を目的とした器具や、トレーニングジムなどで用いられる運動負荷の大きい器具、医療用のリハビリを目的とした器具のように、指導者が常駐して利用を指導し見守っている器具も対象としない。

1. 2 安全点検の作業内容

- (1) 遊具等施設の配置に係る点検
- (2) 遊具等施設の構造（基準）に係る点検
- (3) 遊具等施設の劣化状況に係る点検
- (4) 遊具等施設の配置箇所及びその周辺の状況に係る点検
- (5) 遊具等施設の利用状況に係る点検
- (6) 遊具等施設の履歴（前回点検結果・措置等）に係る点検

2 安全点検の方法

2. 1 日常点検

- (1) 指定管理者の職員等により遊具等施設の配置箇所及びその周辺を巡視・巡回し、遊具等施設については、目視、触手、聴音、打音、揺動等を行って、遊具等施設の異常・劣化の有無を調べるとともに、遊具等施設の配置箇所及びその周辺については、遊具等施設の通常の利用時に接触や転落・つまずき等の原因となり得る突起、開口、凹凸等の有無を調べて、遊具等施設やその周辺の変状等による危険（物的ハザード）がないか日常的に点検を行うこと。
- (2) 巡視・巡回は毎日行い、利用頻度等を考慮の上で場合によっては一日あたり複数回にわたって、必要な回数巡視・巡回により、公園利用者の不適切な行動など危険な利用状況（人的ハザード）はないか、遊具等施設の利用に関して不具合や不便な状況（過度な利用集中、トイレ等他の施設への導線の混乱等）はないか、季節や天候等によって生じる好ましくない状況（溢水や滞水、閉塞、視距不良等）はないか、等の点検を併せて行うものとする。
- (3) 日常点検の結果、利用者への声掛け等の注意喚起や使用中止も含めた応急措置、緊急修繕・補修の必要があれば速やかに行うこと。
- (4) 実施方法は指定管理者が予め点検計画を策定し、日常点検結果及び実施した措置状況について記録を保存するものとする。また、点検技術や遊具等施設に関する専門技術を習得するための講習を受けるなどして、日常点検に必要な知識及び経験を有する者が日常点検に従事すること。

2. 2 定期点検

- (1) 定期点検の実施頻度は、年1回以上とする。
- (2) 点検の結果、施設の使用中止等の応急的措置や、修繕（調整、補修、交換、補強、再塗装）のほか、本格的措置（改良、移設、更新、または撤去）、精密点検の必要があると判断されれば、速やかに適切な対応を講じることについて、現場の状況に即して点検者としての所見を施設管理者へ遅滞なく報告すること。
- (3) 定期点検は、定期点検表（「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」（2024年4月改正、一般社団法人日本公園施設業協会）に従うこと。）等を用いて、次の方法により行う。

ア 目視・触手による診断

遊具等施設の外観・形状を直接目で見たり、施設を素手で触れたりして劣化・傷・その他の変状等を把握する。写真記録との比較を含む。

イ 聴音・打音による診断

遊具等施設の可動部を動かして発生する音やガタツキの状態の有無を確認したり、点検用ハンマー等で叩いた音を聞き比べたりして、異音の有無を確認し、亀裂、ボルトの緩みや目視や触診ではわからないような微妙な変状を察知する。

ウ 揺動診断

遊具本体を揺り動かし、使用に対応できるか診断する。複合系遊具の場合は各要素単体を区分して取扱い、揺動は単体ごとに行う。

エ 計測器等による計測

遊具等施設について、専用点検器具（JPFA 点検器具）、メジャーやノギス、傾斜計、膜厚計（残存塗装厚確認）等の計測器等を用いて、形状寸法等が安全規準に適合しているか、設置当時や前回点検時の状況と比較して変形や変状、著しい劣化の進行が生じていないか、劣化や損傷は数値的にはどの程度（大きさ、長さ、太さ、深さ、範囲、面積、等）でそれは修繕等措置が可能かどうかを確認する。

（４）点検作業従事者

（一社）日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」、「公園施設点検管理士」又は「公園施設点検技士」とする。

点検結果に基づく判定は他の「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設点検管理士」が担当すること。点検業務の担当との職務を兼ねることはできない。

（５）判定基準

点検の結果を記入した点検表や写真等のほか、日常点検結果や実際の遊具等施設の公園利用者による利用状況を目視観察した結果をもとに、（一社）日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設点検管理士」が、以下の総合判定を行う。またその判定基準については、事前に施設管理者へ説明しておくこと。

〔使用継続の可否における判定〕

機能に関する総合判定結果に基づき、使用継続の可否を判定する。

判定	判 定 内 容
可	次回点検まで使用を継続しても問題ない。 →使用には問題はないが、将来的に使用継続するために必要な内容で、早めに実施すれば有利（費用、劣化防止）な応急修繕等があれば、「要修繕（応急修繕必要）」と判定する。
不可	対応する措置なく使用を継続することは適切ではない。 →重大な事故につながるおそれがある場合には、直ちに遊具の一部又は全体の使用中止の措置を行い、使用再開までの期間は使用禁止とする。 これを応急修繕等で解消可能であれば、「要修繕（応急修繕必要）」と判定する。一方で、規模や内容により修繕では解消できず、改良、移設、更新又は撤去の本格的措置を必要とする場合は、「要本格」と判定する。

〔機能に関する総合判定基準〕

「劣化診断」による劣化判定と「規準診断」によるハザードレベルの組み合わせで総合的な機能判定を行う。

判定	判 定 内 容
A	健全であり、修繕の必要がない（使用可）。
B	部分的に異常があり、部分修繕が必要（継続使用しつつ、部分修繕を行う必要あり）。
C	重要な箇所部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用を禁止し、部分修繕が必要。場合によっては使用可）。
D	主要部材等に異常があり、大規模な修繕または廃棄し更新が必要（使用を禁止し、修繕や撤去が必要）。

〔劣化診断による劣化の判定基準〕

遊具等施設を構成する部材等の摩耗状況や変形、並びに経年劣化などについて確認する。

判定	判 定 内 容
a	健全に使用できる状態
b	劣化しているが使用可
c	劣化していて使用不可（使用を禁止し、部分修繕が必要）
d	主要部材が劣化していて使用不可（使用禁止し修繕や撤去が必要）

〔規準診断によるハザードレベルの判定基準〕

遊具等施設の形状や安全領域などの安全規準項目について確認する。

判定	判 定 内 容
0	傷害をもたらす物的ハザードがない状態。
1	軽度の傷害をもたらすハザードがある状態。
2	重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態。
3	生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらすハザードがある状態。

〔塗装に関する総合判定基準〕

遊具等施設の塗装（防錆や防蝕、防水機能のための塗布工法等により付与される機能を含む）について、構造部材の劣化の進行を予防し、遊具等施設の長寿命化を図るとともに、利用者に対して気持ちよく利用していただけるよう美観維持のために、再塗装の必要性を確認する。

判定	判 定 内 容
A	再塗装の必要がない。
B	部分塗装が必要である。
C	全体的に塗装が必要である。

（６）点検結果の報告書類

点検結果の報告は、定期点検業務報告書に取り纏めて報告すること。報告書は以下のア～オを用いて、点検後に実施すべき必要な措置が分かりやすく作成するものとする。

ア 都市公園における遊具の安全点検結果一覧表

イ 点検結果図（遊具位置図）

ウ 点検結果図（遊具詳細図）

エ 施設点検詳細報告書（JPFA 様式）

定期点検総括表、定期点検表（「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2024」（2024 年 4 月改正、一般社団法人日本公園施設業協会）に従うこと。）のほか、必要な点検内容についての図表（金属部材の残存肉厚、塗装膜厚、等の測定結果（前回との比較を明示）、等）を適宜追加すること。

オ 写真（点検状況・点検箇所・不良箇所）

状況写真は対象となる遊具等施設ごとに、作業時の周辺状況や点検作業従事者が写真で確認できるよう撮影すること。

点検箇所や不良箇所については、箇所詳細の性状が写真で確認できるよう撮影し、撮影された箇所を後日容易に特定できるように、その箇所を含む遠景・近景と組み合わせるなど留意すること。

点検内容に応じて必要な計測器等を用いた場合は、その測定結果の数値等が写真で読み取れるよう撮影し、計測位置や範囲が特定できるように留意すること（マーキング等）。

2. 3 精密点検

（１）精密点検は、施設管理者から委託された専門の技術者が分解作業や計測機器を使用して行う詳細な点検であり、対象となる遊具等施設ごとに行う。

- (2) 日常点検や定期点検時に報告された内容に基づき、必要に応じて速やかに実施すること。特に重要な部品については、定期点検の付帯検査として各種精密点検が必要となる場合も想定されるので、定期点検を実施する際には、点検技術者と十分に事前調整すること。
- (3) 特殊な部品等で、精密点検等が難しい場合は、点検技術者を通じて当該製品（部品）の製造者へ必要な技術情報（部品調達可能期間及び製造中止予定時期、代替部品、等）を確認し、適切に対応すること。
- (4) 精密点検の内容や規模によっては、県が予算措置を行って専門業者へ委託発注する場合も考えられるため、指定管理者から県へ協議すること。

3 修繕

3. 1 修繕の目的と範囲

- (1) ここでいう修繕は、遊具等施設について劣化・消耗・破損等の機能不全によるハザード及び、国の指針等で示される有害なハザードを、遊具等施設の本来の機能と形状を確保しながら除去し、遊具等施設を安全に、また快適に使用できるようにすることを目的として実施する、定期点検には含まれないが併せて一連で実施すべき作業をいう。
- (2) 修繕の範囲は、日常点検や定期点検時に報告された内容に基づき、速やかに実施することで早期に「機能の部分における総合判定」を改善可能で比較的軽微な内容とする。特に、使用継続を困難とする原因項目のうち応急的対応で改善可能な項目については、優先的に実施すること。
- (3) 修繕には部品調達等に伴う増工の別途費用や追加の作業期間が必要となる場合も想定されるので、定期点検と併せて修繕を実施する際には、事前に点検技術者と十分に調整すること。予め想定される修繕工数を見込んでおき、点検結果に基づき適宜変更契約するなどして、効率的に対応すること。

3. 2 修繕の区分

- (1) 遊具等施設の修繕は、以下の5つに区分して、それぞれ対応することとする。

ア 調整

その場で対応可能な措置。遊具等施設の機械的性能を維持するための作業。

例：ロープウェイのケーブル張り調整、ボルトの増締め、開閉部のすり合わせ、等
堆積物除去、可動部の清掃や注油、等

イ 補修

現状の強度に影響しない措置。遊具等施設の部材表面の不具合を改善する作業。

例：木製品のひび割れのコーキング詰め、ささくれの除去、防腐剤の塗布、等
樹脂製部材の傷や割れの穴埋め、パテ盛り、等
金属製品における規準不適合部分の是正処置（隙間対策等）としての金属溶接、等
塗装の簡易な修復のために行うタッチアップ塗装、等

ウ 交換

遊具等施設の部品・部材を新しいものに交換する作業（分割可能な一部、主に磨耗する部材や損傷しやすい部分を想定）。

例：ぶらんこの吊り金具の取替
すべり台の滑降部、ぶらんこの支柱や梁、ジャングルジムの横架材の取替、等
支柱や梁・手すりなどの交換を伴わない、ボルト・金具などの交換、等

エ 補強

遊具等施設の部品・部材の腐食又は欠損部分を新しい材料で補う措置。

必要に応じて構造部材も対象に含む。但し、構造部材に対する補強作業は安易に行わず、施設管理者と強度保証の範囲、材料や現場施工の品質管理方法について承諾を受けてから行うこと。

例：パネルや柱等の倒れ防止の補剛材追加、木製部材の添え木や添え板、床材の重ね張り
金属部材への添設板溶接、基礎部等のコンクリート増しうち、等

オ 再塗装

遊具等施設の美観維持と部材の保護をするための塗装作業。防錆や防蝕、防水機能のための塗布工法等により付与される機能を含む。

金属部材等の腐食に至る前に防食機能が低下した時点で実施する、素地調整を伴う塗装や、一般塗装から重防食塗装への変更も含む。

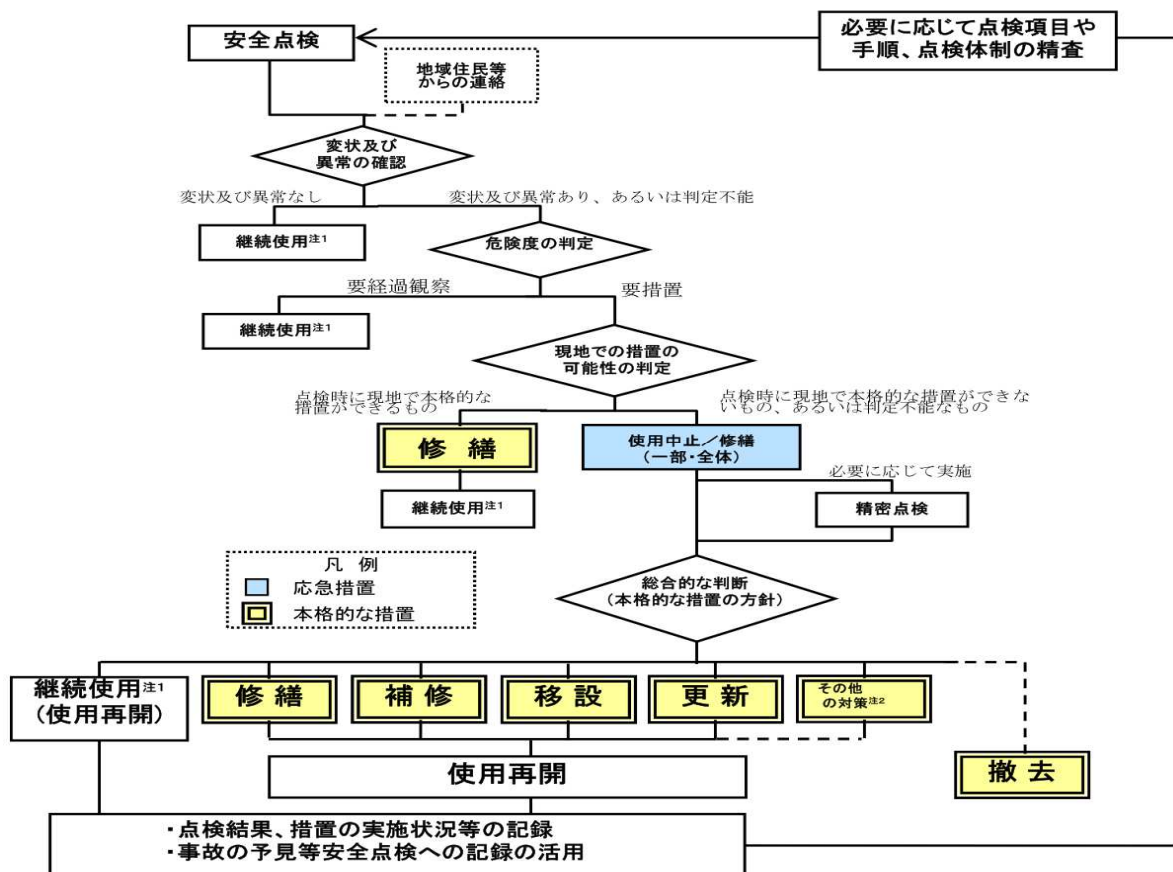
例：金属部材の端部や可動部、手すり等、使用や接触に比例して塗膜が剥がれやすい箇所
地際の錆びやすい箇所、ボルト・ナット、等。

3. 3 修繕の報告

- (1) 遊具等施設の定期点検と併せて実施する修繕の結果については、その修繕が必要となったそれぞれの点検結果と関連付けて、定期点検業務報告書に含めて報告すること。
- (2) 修繕の着手前と施工後と比較可能な形式で取り纏めて、修繕着手前に実施済みの点検結果から得た判定が、修繕後に再度実施した点検では改善されていることが分かるように整理すること。
- (3) 修繕後に実施した点検結果から得られた判定が、当該遊具等施設の最新の判定となる。但し、遊具等施設の同一箇所と同様の修繕内容を繰り返している場合（緩んだボルトの締め直し、等）や、特定部位で類似の損傷がたびたび発生する場合（部材のひび割れ、変形、等）、などは、潜在的な原因があると推定されるので、それらの状況を時系列的に整理して、判定時に確認できるよう配慮すること。
- (4) 点検の結果及び遊具等施設について実施した措置の内容は、当該遊具等施設が利用されている期間中は、これを保存すること。

4 公園等施設の安全点検フロー

- (1) 安全点検（日常点検・定期点検）は以下のフロー図に沿って、適切かつ確実に実施すること。



注1：継続使用とした際には、使用再開と同様に点検結果、措置の状況等を記録する。

注2：転落の危険のある池や崖など、危険ではあるがそれ自体の補修、移設、更新等が困難なものについては、立入禁止、危険表示等の安全対策を行う。
出展：「公園施設の安全点検に係る指針(案)」(平成27年4月) 国土交通省

- (2) 点検結果、措置の実施状況等を記録し、保管するとともに、その記録を事故の予見等安全点検に活用する。
また、維持修繕・改修等のため、県担当者と調整して例年の予算要求項目等へ反映すること。

東郷湖羽合臨海公園（日本海エリア）遊具一覧

はわい長瀬地区

（供用開始：平成10年7月）

	遊具名称	内 訳	数量	備 考
1	小型複合遊具	コンビネーション遊具	1 基	新川キャンピングセンター
2	動物遊具	リス (FRP製)	1 基	新川キャンピングセンター
3	動物遊具	カンガルー (FRP製)	1 基	新川キャンピングセンター
4	動物遊具	カバ (FRP製)	1 基	新川キャンピングセンター
5	動物遊具	ゾウ (FRP製)	1 基	新川キャンピングセンター

松くい虫防除（地上散布）業務仕様書

第1 共通

1 適用範囲

この仕様書は、東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）内の保安林における、松くい虫防除（地上散布）業務に適用する。

2 作業従事者

- （1）業務に従事する者は、地上散布を実施するに当たり必要な知識・技術を習得した者でなければならない。
- （2）指定管理者は、施工前に作業従事者に対し、地上散布に必要な知識・技術講習及び安全教育・訓練等を実施しなければならない。

3 業務現場管理

- （1）指定管理者は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- （2）指定管理者は、業務の施工中、流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- （3）指定管理者は、業務箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- （4）指定管理者は、薬剤及び油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- （5）指定管理者は、業務現場に業務関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。
- （6）指定管理者は、業務現場には一般通行人が見やすい場所に業務名、業務期間、業務施工者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した業務案内標示板を設置しなければならない。
- （7）指定管理者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに県担当者に報告しなければならない。
- （8）指定管理者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

4 施工計画書

- （1）指定管理者は、業務着手前に次の事項を記載した施工計画書を作成し、県担当者の求めに応じて提出すること。また、県担当者がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。ただし、県担当者の承諾を得た事項については、省略することができる。

ア 現場組織表

イ 施工方法

ウ 計画工程表

エ 施工管理計画

オ 緊急時の体制

カ 安全管理

キ 環境対策

ク その他

- (2) 指定管理者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

5 施工中の環境への配慮

指定管理者は、業務の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び県担当者が指示した場合には、措置を講じ、県担当者の確認を受けなければならない。

6 官公庁への手続

- (1) 指定管理者は、業務の施行に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。
- (2) 指定管理者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく県担当者に報告しなければならない。

7 諸法規の遵守

指定管理者は、業務の施工に当たり、関係法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、指定管理者の負担と責任において行われなければならない。

8 安全管理

- (1) 指定管理者は、業務の施工に当たり、常に安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- (2) 指定管理者は、施工期間における災害を防止するため、業務箇所及びその周辺のパトロールを実施しなければならない。
- (3) 指定管理者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。

第2 地上散布

1 地上散布面積（散布回数）

散布面積 11ha（1回散布）

2 地上散布区域

別紙平面図のとおり。ただし、実際の散布区域は県担当者と協議すること。

3 使用薬剤等

(1) 使用薬剤

エコワン3フロアブル（チアクロプリド3%含有）

(2) 希釈倍率

100倍（原液1：水99）

(3) 散布量

600 $\frac{\text{リットル}}{\text{ha}}$

(4) 動力噴霧機等

使用する動力噴霧機等は、薬剤が対象木の樹冠の上部に十分到達する性能を有するものとする。

4 注意看板設置

散布作業の注意看板は県が貸与する。

5 散布に当たっての留意事項

- (1) 地上から動力噴霧器を使用して、松林の樹冠上方まで薬剤が届くように散布すること。
- (2) 降雨時又は降雨が予想される日の散布は行わないこと。
- (3) 散布は、上昇気流の少ない早朝を主体に実施し、上昇気流の強くなった時点には終了すること。
- (4) 風速が5 m/秒以上になった場合は、散布作業を実施しないこと。
- (5) 散布実施当日の気象状況（天候、風向、風力）を記録すること。
- (6) 散布区域周辺に関係者以外の人及び車両がないことを十分に確認した上で散布を実施すること。
- (7) 散布作業実施中に気象条件の変動や危被害発生の恐れが生じた場合は作業を中断すること。
- (8) 作業状況および散布薬剤量が確認できるよう写真に記録すること。

6 危被害の防止

- (1) 薬剤の調合及び散布はヘルメット、合羽、手袋、マスク等を着用し、皮膚の露出部分を少なくすること。
- (2) 作業に従事する者に対し、薬剤の取扱及び散布作業についての注意事項、作業時の服装、健康状態について事前に十分な安全教育を実施し、事故防止等に万全を期すること。

7 業務書類

本業務において作成する書類は次のとおりとする。

- (1) 施工計画書、使用材料一覧
- (2) 作業週報、気象記録、使用機械、業務状況写真
- (3) その他：県担当者が指示するもの

8 その他の事項

- (1) その他、仕様書に記載がない事項、及び質疑が生じた事項については、県担当者と協議を行うものとする。

9 地上散布実施日

- (1) 地上散布を実施する日は、県担当者が指示する日とする。なお、令和7年度については指定管理業務開始までに県が地上散布を実施済である。
- (2) 天候等の状況により地上散布が(1)の指示日に実施できない場合は、県担当者が別に指示する日に実施するものとする。

10 検査項目

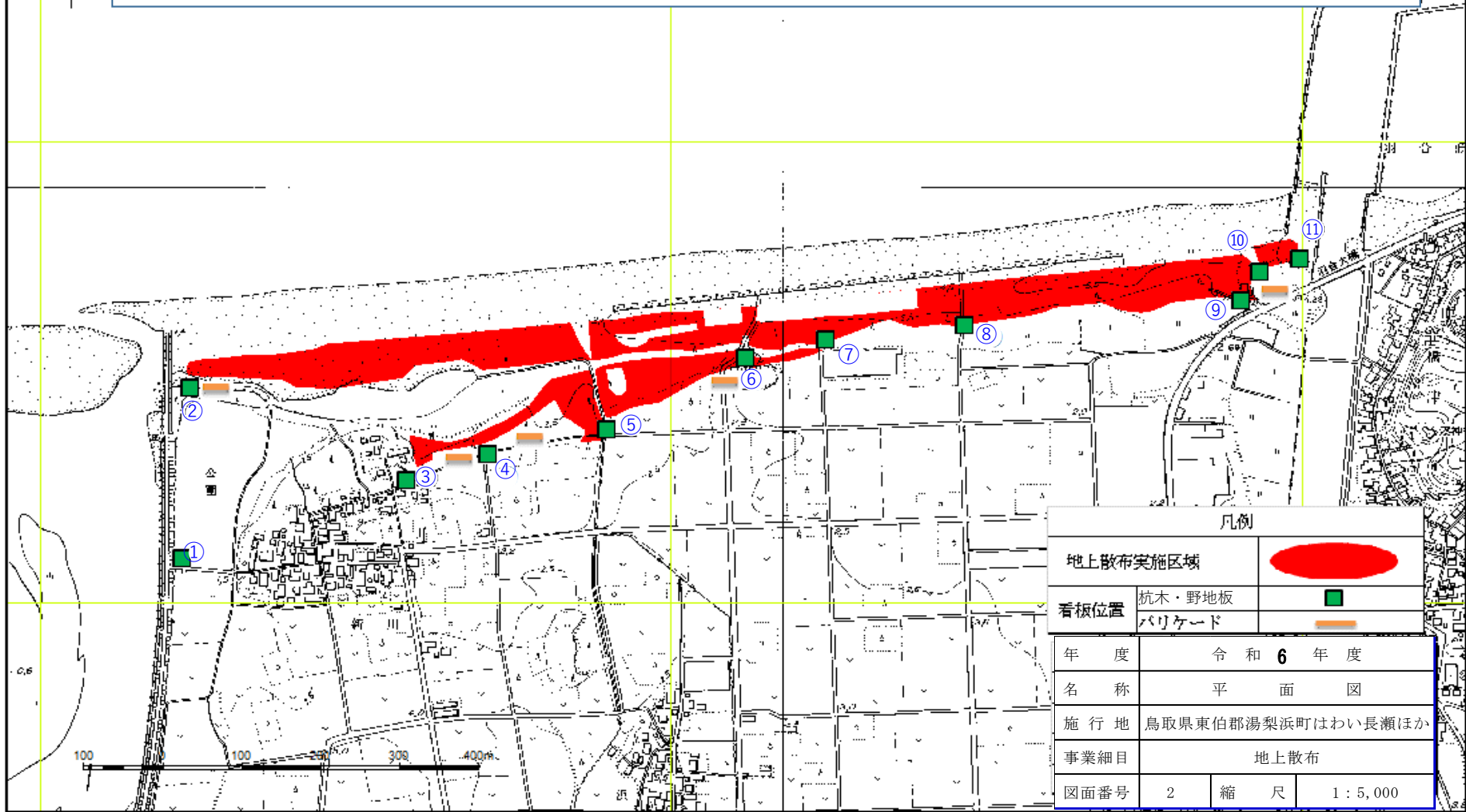
次に掲げる項目について自主検査を実施し、記録を残すこと。

- (1) 写真による確認
 - ①使用薬剤の種類及び数量を空き容器により確認
 - ②散布の実行状況
 - ③その他必要な事項
- (2) 書類による確認
 - ①使用薬剤の種類及び数量を購入伝票により確認

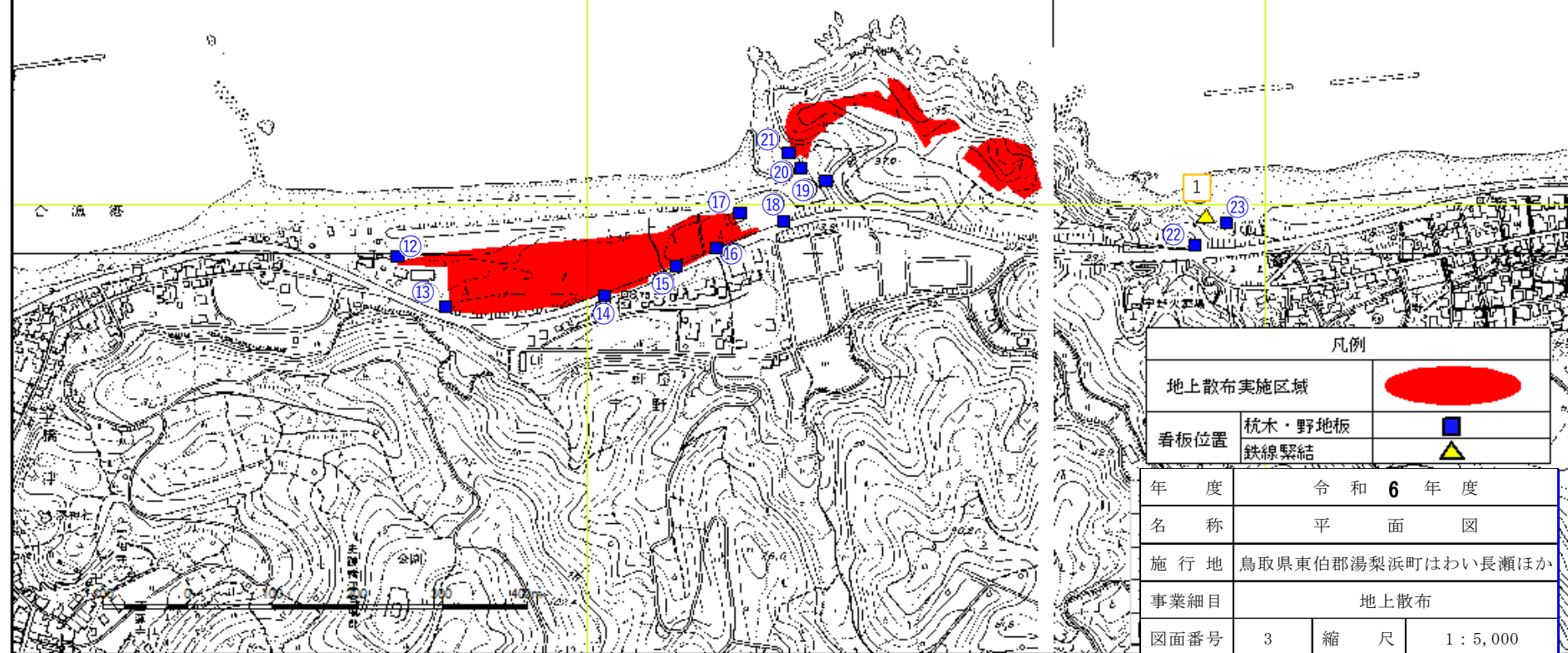
東郷湖羽合臨海公園地区松くい虫防除業務（地上散布）位置図



東郷湖羽合臨海公園地区松くい虫防除業務（地上散布）位置図



東郷湖羽合臨海公園地区松くい虫防除業務（地上散布）位置図



凡例			
地上散布実施区域			
看板位置	杭木・野地板		
	鉄線繫結		
年 度	令和 6 年 度		
名 称	平 面 図		
施 行 地	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬ほか		
事業細目	地上散布		
図面番号	3	縮 尺	1 : 5,000